

第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

“緑は市民遺産である”という共通認識のもと、緑の将来像“人と自然が調和し協働で創り守る緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷”づくりを目指して、市内に残された貴重な樹林地や生産緑地地区による農地などを積極的に保全していくとともに、公園等の整備を推進し、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるみどりを守り、これを育ていく市民意識の高揚と快適な都市環境の形成に向けた施策を進めていきます。

施策の実施に際しては、これからの時代の要請である高齢者対策、少子化対策、傷病者のケア対策、働く女性の子育てのサポート対策及び福祉対策など市の総合的なコミュニティ対策にみどりが果たすべき役割を認識し、これに応えるよう配慮して進めていきます。

7 - 1 身近な自然を守り親しむ

(1) 谷津の保全

1) 谷津の自然の再生と維持

斜面林や湧水を含む谷津は積極的に保全し、自然の再生に努め、生き物が棲める河川・水路にします。

市内最大の湿地である大柏川周辺の谷津は、(仮称)県立葛南広域公園の一部として保全することを前提に、県と協議を進めていきます。

民有地では土地所有者に保全の必要性を十分認識してもらい、そのうえで理解と協力を得ながら市民参加による維持・保護活動などを進め保全に努めます。

計画的な市街地整備に際しては、緑地協定*なども活用し貴重な環境資源である谷津の自然の保全を図りながら、まちづくりを進めます。

2) 谷津の自然に親しむ施設の整備

生き物の生育や営みを乱さないよう配慮しながら、緑道や休憩施設などの谷津の自然を学び親しむ施設を整備します。

谷津の環境を保護し、またレクリエーションの場となるよう、周辺の農地(未耕作地を含む)を利用した市民農園や公園、水辺のふれあい広場などを整備します。整備に際しては高齢者や障害者、幼児に配慮し車椅子、乳母車等が支障なく利用できる設計とします。

3) 水源涵養と雨水流出の調整

湧水の水量を確保し大雨の際の水害を防ぐため、道路や駐車場、宅地などの雨水浸透舗装や植物による地面の被覆^{ひびく}、屋上緑化などを進めます。

(2) 谷津以外の樹林地・草地・樹木の保全

1) 生き物の生息空間としての樹林環境や草地環境の保全

樹林地や草地は生き物の生息空間として積極的な保全に努めます。

規模の小さい樹林地や草地も保全し、緑のスポットなどとしても活用します。

保全林と、それ以外の民有地では土地所有者に保全の必要性を十分認識してもらい、そのうえで理解と協力を得ながら市民参加による維持・保護活動などを進め保全に努めます。なお維持・保護活動においては、幅広く市民相互のコミュニティの向上が図れるよう高齢者や障害者などが参加できる内容についても検討します。

2) 森のふれあい空間の確保

市内最大の樹林地である栗野の森は、良好な自然を保全しながらその環境に配慮した有効な土地利用を検討し、市民の休憩や散策の場として樹林を利用できる（仮称）栗野地区公園を整備します。

南のレクリエーション拠点として市民の森一帯に、イベントの開催も可能な、樹林や原っぱのある子供が遊べる“遊びの森”を創ります。

市街地内の樹林地を中心にふれあいの森^{*}を市民の憩いの場として保全します。

総合的な市民のコミュニティ対策を踏まえて、ふれあい空間の整備に際しては、高齢者、障害者などをやさしく受け入れることができる設計に配慮します。

3) 寺院神社の保全

神社林をはじめとする寺院神社のみどり空間は、土地所有者や管理者の理解と協力を得ながら保全します。

状況に応じて、地域住民やボランティアなどによる維持管理も検討します。

4) 屋敷林及び古樹名木の保全

土地所有者等の理解と協力を得ながら、市内各所に残る屋敷林を保全します。

“次代に伝えたい樹”として市民から古樹名木の公募を行い、民有地にある古木や巨木、姿かたちの美しい樹木などを保存樹木に指定し、保全に努めます。

助成や市民参加による維持管理、樹木医による定期診断などの支援を検討します。

5) 開発に際しての樹林地・草地・樹木の保全

市街地開発事業に対しては、良好な自然地や既存の樹木を残した開発、表層・表土の利用、斜面林の保全、緑地の積極的な創出などを指導・要請していきます。

(3) 谷津以外の農地の保全

1) 農地の保全

今後策定される農業振興ビジョンとも連携をとりながら、生産緑地地区制度や市民農園制度なども利用して、農地の積極的な保全に努めます。農地を囲む生垣の整備や休耕期間中の草花の栽培、減農薬や有機栽培など環境にやさしい農業を促進し、飛砂や農薬の害などの防止を呼びかけていきます。

鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例を^{じゅんしゅ}遵守し、びゃくしん類の植栽を禁止します。

2) 土や農業に親しむ農地の整備

梨やぶどうなどの観光農園や直売所^{しょうらい}を奨励し、また朝市、イベントなどでの農産物の直売・配布などを通して、さらに市民がふるさとの農業に親しみをもつようにします。

市街化区域内の農地における生産緑地地区は、貴重な都市内緑地として整備に努めます。未耕作地、低利用農地は、公園や花畑として利用することを進めます。

学童農園や体験農園などをつくり、学校教育や日常生活の中で気軽に土に触れられる機会を増やします。

子どもから高齢者までより多くの市民が農業を親しみ理解するため、市民農園の整備を進めます。

(4) 水辺の保全

1) 水辺の整備

池は数少ない水生生物の生息空間として、保全します。

もともとある水辺の周囲を取り込んで、水辺のふれあい空間を整備するための方策を検討します。

民有地では土地所有者に保全の必要性を十分認識してもらい、そのうえで理解と協力を得ながら市民参加による維持・保護活動などを進め保全に努めます。なお維持・保護活動においては、幅広く市民相互のコミュニティの向上が図れるよう、高齢者や障害者などが参加できる内容についても検討します。

2) 調整池・雨水貯留施設の多自然化

調整池や雨水貯留施設では治水機能を損ねないように配慮しながら、自然環境の保全と活用を兼ねた整備や、生き物が生息できる護岸にするなどの工夫を検討します。

(5) 文化財・歴史的遺産と一体となったみどりの保全

小金中野牧の込跡は、県指定の文化財として引き続き保全します。

根頭神社と八幡・春日神社は、市指定の文化財として引き続き保全します。

野馬土手などのみどりと一体となった埋蔵文化財包蔵地は、小金中野牧の込跡と同様の歴史的遺産として、土地所有者等の理解と協力を得ながら、市民参加による維持管理など、保全の方策を検討します。

(6) 生態系の保全

谷津を生態系の核として、規模の小さな樹林地や草地も保全し、生態系の保全・維持に必要な休憩地や採餌地、移動経路を確保します。

地域固有の植物を保存するために、園芸品種や一般的な緑化樹木ばかりでなく、郷土の植物種の使用を心がけます。

環境学習と生き物の生息地づくりのために、未耕作地や学校敷地、屋上などでのビオトープ*づくりを検討します。

7 - 2 まちをみどりの快適空間にする

(1) 住区基幹公園の整備

住区基幹公園を整備する際には、次に掲げる誘致距離を基本に適正な配置に配慮しながら、幹線道路などの分断要素を考慮して配置します。

種別	誘致距離	基準面積	最小面積の目安
街区公園	250m	0.25ha	0.1ha 以上
近隣公園	500m	2 ha	1 ha 以上
地区公園	1,000m	4 ha	2.5ha 以上

市街地内に残された樹林地や生産緑地地区と指定されている農地は、将来の都市公園用地として保全していきます。

避難緑地として機能するよう、規模に応じて耐震性井戸や貯水施設などの設置、防火帯としての植栽を検討します。

高齢者や障害者なども利用しやすく憩いやすらぐことのできるバリアフリー*化を進めます。

計画や整備の段階から維持管理に関して、少子高齢化及び福祉対策の一環として総合的な市民のコミュニティの向上を目指すことを前提として、地域住民や企業などが参加することで、利用状況に見合った安全で魅力ある公園にします。

地区公園は、現況にある自然を保全し野鳥などが生息するビオトープ*づくりを進め、市民が散策し、森林浴や木漏れ日が楽しめる都市空間として整備します。特に（仮称）栗野地区公園については、早期整備に取り組みます。

(2) 総合公園の整備

市民の生涯スポーツ・レクリエーション拠点となり災害時の広域避難場所ともなる（仮称）総合運動公園の早期整備を、市制記念公園及び陸上競技場、市民体育館に連なる区域で取り組みます。

各種競技会や市の行事の会場とします。また樹林地や水辺を保全し、休養、散策、遊戯、運動、自然鑑賞など複合機能をもつ自然とふれあえる公園にします。

(3) 広域公園の整備

大柏川周辺の谷津(湿地)を(仮称)県立葛南広域公園に含め、谷津の自然を保全することを県と協議していきます。

(4) その他の空間の活用とバリアフリー化

児童遊園は都市公園を補う大切な子供の遊び場として、土地所有者の理解と協力を得ながら地域住民との協働*により維持管理に努めます。

小さな空地や樹林地は、土地所有者の理解と協力を得ながら、緑のスポットや街角広場など、市民の憩いと交流の場として利用します。

市民参加により街角花壇を増やし、公園以外の広場も花とみどりにあふれる空間にします。

これら小さな緑地も、高齢者や障害者などが利用できるようバリアフリー*化に努めます。

公園以外にも市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、多目的に利用できるグラウンドなどの整備を進めます。

(5) 公共公益施設の緑化

鉄道駅の多い地域性を活かして、駅の構内、駅前にもくせい、ききょう、梨などの花樹を植栽することで、市民のふるさと意識を醸成^{じょうせい}します。新規に整備される公共公益施設は積極的な緑化に努めます。既存の公共公益施設についても、壁面緑化や屋上緑化などの手法も活用して緑化に努めます。

壁面緑化や屋上緑化など新しい緑化方法の先例として、市庁舎の緑化に取り組みます。

避難場所となる施設では、敷地の境界部分の植栽に耐火性のある樹種の使用を心がけます。

秋から冬の季節風をさえぎるよう、敷地北側への樹木の植栽を心がけます。

(6) 鉄道敷地・駐輪場・駐車場の緑化

1) 鉄道敷地の緑化

鉄道敷地内の土手など、列車の運行や保線に支障のない部分、施設等として活用しない部分では、植物に覆われた状態を保ち、環境や生き物に配慮することを要望していきます。

2) 駐輪場・駐車場の緑化

駐輪場や駐車場の出入り口やデッドスペースなどを利用した緑化やつる植物を利用した塀の緑化などを呼びかけていきます。

駐輪場や駐車場では雨水が土に浸透するよう、地面の緑化や舗装の工夫を呼びかけていきます。

(7) 民有地の緑化

1) 住宅地の緑化

出生届けを提出する市民に、もくせいの苗木やききょうの花鉢などを配布し、子どもの成長とともに将来のみどりを育てるようにします。

緑地協定*などにより、地域ぐるみの緑化に取り組みます。

庭のみどりを保全し、さらに擁壁^{ようへき}や塀、壁面の緑化、生垣づくり、ベランダや屋上の緑化^{ます}などを薦めます。

2) 商業地の緑化

商業地では、コンテナ*を利用するなどして広場や建物を緑化し、季節ごとに明るく活気ある美しい都市景観を演出します。

緑地協定*や今後制定される都市景観形成条例などにより、商業地の活性化などと合わせた緑化の体制づくりやみどりの空間づくりに努めます。

3) 事業所、工業地の緑化

今後策定される工業振興ビジョンとも連携をとりながら、事業所や工業地では、防災や景観に配慮した緑化や、就業者が憩うことのできるみどりの空間づくりを進めます。

緑地協定*などの活用や壁面緑化、屋上緑化などの手法も活用しながら、緑化率を高めるようにします。

ゴルフ場では、農薬を控えるなど生き物にやさしいみどり空間を維持するよう要望していきます。

4) 植栽の配慮

郷土の植物や、鳥や昆虫などが好む実のなる樹木や蜜の吸える植物を植えるよう^{すす}薦めます。

鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例を^{じゆんしゆ}遵守し、びやくしん類の植栽を禁止します。

雨水が土に浸透するよう、雨水浸透舗装や地面の緑化を^{すす}薦めます。

秋から冬の季節風をさえぎるよう敷地北側への樹木の植栽を^{すす}薦めます。

7 - 3 自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる

(1) 幹線道路によるネットワークづくり

1) 道路植栽による帯状緑地の創出

都市計画道路や幹線道路の歩道整備に合わせて植樹帯を整備します。
中央分離帯への植栽や擁壁^{ようへき}、法面^{のりめん}の緑化を要請していきます。
沿道の土地所有者等の理解と協力を得ながら、既存の並木道の歩道整備を検討します。
鳥の餌になるよう実のなる樹木なども植樹します。

2) 都市軸の形成

都市軸は緑地協定*などを利用して建物や敷地の緑化を進め、みどりに彩られた都市景観を演出します。また電線類の地中化なども検討し、街路樹の成長に支障のない空間を確保します。

3) 環状軸の形成

環状軸は郊外の生き物を市街地内に導く緑地軸として、街路樹が連続するみどりの帯をつくり、沿道では積極的な緑地配置や緑化に努め、ビオトープ*のネットワーク*を形成します。
生き物の移動経路になるよう、環状軸周辺でのビオトープ*づくりや緑地の保全、建物や敷地の緑化などを積極的に行います。
鳥や昆虫などが好む植物、郷土の植物を多用します。

4) 植栽の工夫

十分な広さがない幹線道路では場所を取らない植栽を検討し、緑ゆたかな道路景観を演出します。
国道や県道をはじめとして主な避難路・輸送路となる道路には、耐火性のある樹種の使用を検討します。

(2) 河川・水路によるネットワークづくり

1) 自然型整備による生態回廊の形成

治水機能に配慮しながら、自然型護岸など生き物が棲める河川・水路にし、また周辺の雨水貯留施設などの親水的整備や緑化により、連続するまたは飛石状の生き物の生息・移動空間を確保します。

市民が水辺と身近にふれあい、水環境に関心を持つように、周辺の土地所有者等の理解と協力を得ながら、河川や水路に沿った緑道や広場をつくります。

2) 水質の浄化

水生植物など生き物を利用した水質浄化を検討します。

(3) 谷津によるネットワークづくり

既存の道路も利用しながら、斜面林や河川・水路に沿った緑道を整備し、連続するみどりと水の景観が楽しめる道や、起伏などによる景観(みえ)の変化が楽しめる道づくりを進めます。

(4) 生活道路等の沿道緑化によるネットワークづくり

市民参加により沿道の空地や宅地の緑化を積極的に行い、花とみどりにあふれる道路景観を形成します。

沿道の空地や樹林地・草地を利用し、緑のスポットを設けることで、生活道路の空間を市民のやすらぎと交流の空間にし、また生き物の移動・生息空間として生態系の保全・維持に役立つようにします。

7 - 4 協働でみどりを創り守る

(1) みどりを育てる体制づくり

1) 庁内組織の協力

庁内各部署における各種事業の実施にあたって、みどりの保全や緑化を進めるために、庁内の横断的な連絡調整を行い総合的な事業の推進に努めます。

2) 市民参加の推進・充実

都市公園、ふれあいの森*、保全林の他、民有地である樹林地、草地、農地（未耕作地を含む）などについても、土地所有者に保全や創出の必要性を認識してもらい、その上で理解と協力を得ながら、市民参加による維持管理・保全活動を進めます。

既に行っている公園サポーター制度*や、自治会などが行っている活動を広め、より多くの市民や企業の参加を促し、みどりや景観に対する意識が高まるようにします。活動にあたっては高齢者や障害者などが参加できるものにし、内容についても配慮していきます。

既に行われている花いっぱい運動など市民独自の活動を^{すす}薦めます。

3) 人材の登録・育成

行政や市民団体による、緑化講師や樹木医など専門家の派遣、活動リーダーの育成、登録ボランティア等からの派遣によるみどりの維持管理作業など、市民が緑化活動に参加できるしくみをつくり、市民による緑化活動やみどりの維持管理を支援します。

まず、樹木医や森林ボランティアなど水やみどりに関する技術や知識のある人、緑化活動に意欲のある人などの登録・紹介・派遣制度を検討します。

4) 民間団体の育成

緑地の維持管理や各種自然調査の実施、人の派遣、市民の緑化活動の支援などを請け負う、緑化団体（NPO*など）の設立を支援します。

自治会などの住民組織や企業の緑化活動を支援します。

国が設けている、住民主体のまちづくり事業・地域づくり事業やボランティア活動に対する資金面での支援策について情報を提供し、その活用を^{すす}薦めます。

5) 維持管理システムの構築

公園・緑地などみどりの維持管理を確実にを行うために、市民と企業の参加を柱に行政との協働*による運営システムの整備を検討します。

公園・緑地等に対する市民参加による管理体制を導くために、行政側から必要性等を十分説明し市民や企業が参加しやすい環境を整え、憩いの場、交流の場として清潔で安全に利用できる管理体制づくりを目指します。

6) みどりのリサイクルの推進

今後策定される農業振興ビジョンとも連携をとりながら、梨畑などの果樹園から発生する落ち葉や剪定枝^{せんていし}を利用した堆肥^{たいひ}やウッドチップづくりを進め、環境施策と連携したリサイクルシステムを進めます。また樹林地や公園などの維持管理によって発生する落ち葉や枝なども再利用し、例えばエクステリア資材、炭、趣味の手工芸材料など、公園などでの利用や希望する人への提供、市民や企業のアイデア・協力による製品開発などを検討します。

市民が皆で使える苗圃^{びようほ}*等を整備し、不要となった樹木や草花などを保管・育成し、希望する人に無償で提供できる、(仮称)グリーンバンク事業の創設と市民参加による維持管理を検討します。

7) みどりの基金の充実等

市民等の緑化活動の支援、緑化事業や緑地の取得を進めるための資金として、『みどりの基金』の充実に努めます。

緑地管理機構制度*の活用などによる、市民の資金による緑地の買取りや保全を検討します。

8) 緑化重点地区での住民組織やルールづくり

緑化重点地区では、公園づくりや街路樹整備などとあわせて民有地の緑化を進めます。これを将来にわたって維持し、より良好な景観と環境にしていくために、住民による維持管理の体制や、緑地協定*などのルールづくりを進めます。

9) 緑地協定*等の締結

企業や地域の自発的なみどりの保全と緑化の推進に向けて、緑地協定*などの締結^{すす}を薦めます。

(2) 普及啓発活動

1) 情報提供

市のホームページの充実に努め、まなびいネットの活用などにより、各種支援情報や市民の緑化活動などの情報提供を検討し、情報交流を進めさらにみどりに対する関心が高まるようにします。

パンフレットや市の広報等を利用して、緑の基本計画を市民や企業にPRします。

2) イベント等の実施

ふるさと探検隊などを一般市民からの参加募集や小中学校の総合学習により組織し、活動状況を市の広報、ホームページで紹介することにより、“緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷”を市民に認識してもらおうようにします。企画に際しては、高齢者や障害者も参加できるやさしさをもった内容とします。

真間川流域で既に行われている親水イベントの充実に努めます。

市民団体との協働*により、蛍鑑賞の夕べや野鳥観察会の開催、写真コンテストによるふるさと景観賞や鎌ヶ谷百景の募集など、自然や景観に対する市民の意識が高まるような催し物の実施を検討します。

市民団体との協働*により、緑化方法や緑化植物の紹介、維持管理の方法などについて講習会を開催したり、手引きやマニュアルを作成するなどして、正しい知識と技術の普及に努めます。

3) 市民による自然調査の実施

湧水調査や自然環境調査などを市民参加によって行い、このような活動を通じて郷土やみどりへの関心と愛着が高まるようにします。

4) 表彰・顕彰^{けんしょう}制度の実施

緑化の手本や^{はげ}励みになるよう、住宅や事業所などの緑化コンクールの開催、みどりの維持や普及に貢献した個人や企業、市民団体に対する^{けんしょう}顕彰制度などを検討します。

5) 教育

自然のゆたかさや仕組みを理解するために、学童を中心とした自然の中での生活体験や仲間との交流など、様々な体験学習のプログラムを検討します。